

# 定 款

一般社団法人 愛媛県木材協会

# 一般社団法人愛媛県木材協会定款

制定 平成 24 年 5 月 25 日

改正 平成 25 年 5 月 28 日

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人愛媛県木材協会（以下、「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 本会は、県内の木材業者及び製材業者並びに関連建材業者の、緊密な連絡協調を保持し、経済界と我々業界の調和を計り、業者の健全なる発展を増進し、資質と識見の向上に努め、我国経済の発展と県内産業振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (6) 木材貿易振興のための調査、交流
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

### (法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的や事業に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 特別会員 本会に対する特別の貢献が認められる個人又は団体のうち、理事会において推薦され、総会において承認されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより各支部を通じて申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 前条の規定により会員資格を喪失した会員が既に納入した会費、入会金その他会員としての義務に基づき拠出した金品は理由のいかんを問わず、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、会長は、総会の開催日の2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を本会に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員、顧問及び相談役

(役員の設置)

第23条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 45名以内
- (2) 監事 5名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
  - 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(免責事項)

- 第 28 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定により、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(役員の解任)

- 第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問及び相談役)

第32条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の諮問に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の開催日の7日前までに、各役員に対して、

会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第 7 章 会計及び会計

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くも

のとする。

(資産)

第 44 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(経費の支弁)

第 45 条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 49 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地

方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第51条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、総務部長、業務部長、会計主任及び所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第11章 支部

### (支部)

第53条 本会に支部を置く。

- 2 支部の数は15以内とする。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 補則

### (委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の一般社団法人移行後最初の会長は井関和彦、副会長は成瀬昭親、森敬介、小倉暁、常務理事は中久幸とする。

上記は当法人の定款である。